

尾張旭市要保護児童対策地域連携会議代表者会議 会議録

1 開催日時

令和6年7月8日（月）

開会 午後3時00分

閉会 午後4時20分

2 開催場所

尾張旭市保健福祉センター4階 シアタールーム

3 出席者

前田 清、古橋 完美（代理：岡元 洋子）、浅野 幸司、安藤 郁子、加藤 英子、竹内 美保子、柴田 豊、清水 まさみ、三浦 庄三、龍尾 和子、伊藤 和由、臼井 武男、西尾 哲弥、竹内 元康、塩田 駒子、城間 ゆう 計16名

4 欠席者

松下 香織 計1名

5 傍聴者数

0名

6 事務局職員

こども子育て部子育て相談課長 二村 正篤

こども子育て部子育て相談課長補佐兼子育て支援係長 對島 智美

こども子育て部子育て相談課子育て支援係主事 山端 大介

こども子育て部子育て相談課子育て支援係 家庭児童相談員 高橋 美幸

7 議題等

(1) 令和5年度尾張旭市要保護児童対策地域連携会議の活動実績等（尾張旭市）

(2) 児童虐待の状況について（愛知県中央児童・障害者相談センター）

8 配布資料

資料1：令和5年度尾張旭市要保護児童対策地域連携会議の活動実績等

資料2：児童虐待の現状

資料3：ヤングケアラーの支援に向けて

9 会議の要旨

<p>子育て相談課長</p>	<p>皆さまこんにちは。定刻となりましたので、ただ今から、尾張旭市要保護児童対策地域連携会議代表者会議を開会いたします。</p> <p>本日の議題に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきます、こども子育て部子育て相談課課長の二村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>開会にあたり、福祉事務所長臼井武男からご挨拶を申し上げます。</p>
<p>福祉事務所長</p>	<p><あいさつ></p>
<p>子育て相談課長</p>	<p><配布資料の確認></p> <p>次に会議の公開及び傍聴についてです。原則公開で行います。よろしくお願いいたします。</p> <p><傍聴者数確認> 0人</p> <p>当会議では会議録を作成し、座長に内容等の確認を取り、市のホームページ等で公開をしておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p><改選構成員紹介及び自己紹介></p> <p>本会議の座長につきましては、尾張旭市要保護児童対策地域連携会議運営要綱第5条第2項の規定によりまして、福祉事務所長が行うことになっておりますので、以後の進行は福祉事務所長であり座長にお願いいたします。</p>
<p>座長</p>	<p>それでは以後進行を務めさせていただきます。皆様のご協力のもと、議事の円滑な進行に努めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。早速ですが議事に入ります。発言にあたりましては、会議の進行上、また会議録の作成上、恐れ入りますが挙手をしていただいて、指名を受けてから発言をして下さるようよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第3議題(1)「令和5年度要保護児童対策地域連携会議の活動実績等」につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><資料に基づき説明></p>

座長	ただ今、事務局から「令和5年度要保護児童対策地域連携会議の活動実績等」につきまして報告をしていただきました。ご質問やご意見がありましたらご発言をお願いします。
前田構成員	中央児相の通告件数は減っていませんが、なぜ尾張旭市では通告件数が減っているのでしょうか。
事務局	「189」が普及し、児相へ連絡されていることが一つの要因だと考えています。ただし市の通告に関して、1件1件に対する内容は複雑になってきているという印象を受けています。
前田構成員	他の市町村については減っていない印象を受けています。令和2年度が極端に多かったのかもしれませんが、通告件数が減ることは悪いことではありませんが、分析等はしているのでしょうか。
事務局	分析はしていません。近年は困難なケースも増加していますので、「189」の連絡をしているのではないかと考えています。また、「189」に対する周知も図られてきたのではないかと考えています。
加藤構成員	<p>特定妊婦やハイリスクの妊婦が実務者会議等でも見守りされていますので、虐待防止の働きが有効になってきていると考えられないでしょうか。</p> <p>また、保健師や家庭児童相談員等が家庭訪問や見守り等を実施しており、虐待の抑制に繋がっている可能性も考えられるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>健康課や子育て相談課の連携についても心がけています。すくすく赤ちゃん訪問や新生児訪問等で、発見した気になる家庭をリストアップし、伴走的に寄り添うことを意識しています。それも虐待通告件数が減少している一つの要因だと考えられます。</p> <p>また、要保護児童ケースは減ってきていますが、要支援児童ケースとして30件ほど管理をしています。要保護児童ケースにあがらない特定妊婦、その他困難な家庭を関係機関と協力して支援を実施しています。</p>
加藤構成員	<p>乳児期は自治体のネットワークもしっかりとしてきており、支援がうまく働いていると思っています。</p> <p>資料より、小学生の虐待通告が多いとあります。小学校は6年間のため多くなりますが、学校に入ってしまうと、地域の見守りが入りにくく、家庭で困った保護者等が虐待を引き起こす要因もあるのではないかと考えられます。学校現場では虐待は減ってきているという印象はあるのでしょうか。</p>

龍尾構成員	減っているという印象はありません。家で喧嘩して叩かれたなどの話があります。保護者が力で子どもを抑えようとしていると感じることはあります。
加藤構成員	事象が多すぎるということで、学校からの通告が遅れるということがないように引き続き配慮してもらいたいと思います。小学校がポイントになるのではないかと考えられます。
前田構成員	過去の件数ではコロナの影響もあると思うが、ここまで減少している市町村もないと考えます。
座長	事務局でも他市町村の状況把握を実施されると良いのではないのでしょうか。
事務局	他市町村にも確認し、検討していきます。
座長	他にご質問がなければ、議題（２）「愛知県中央児童・障害者相談センターの児童虐待対応の状況について」へ移りたいと思います。 愛知県中央児童・障害者相談センター 前田センター長、ご説明をお願いいたします。
前田構成員	<資料に基づき説明>
座長	ありがとうございました。 前田センター長からご説明をいただきました内容について、ご質問またはご意見がございましたらご発言をお願いします。
加藤構成員	公立陶生病院では、子どものこころ診療を併設しており、近年は思春期の受診も増えてきています。スマートフォンについては、性的被害につながるケースもあります。性的虐待は表面化しにくいですが、身近なところで起きていると思っています。子どもに聞くこと自体が二次被害に繋がることもあります。本人のプライバシーのことを考えると通告まで繋げる難しさはあると思われませんが、身近な親や、病院の先生、学校の先生、信頼できる大人へ早めに相談することで、被害が大きくなり解決できることもあります。スマートフォンを使用した情報の拡散スピードは速いため、学校の先生方にも授業をしていただいていると思いますが、引き続き子ども達にも教え続けていただければと思います。
龍尾構成員	アンケートを含め、子どもから担任へ家庭の問題についての相談があります。心配な家庭や子どもがいれば、即座に様々な機関へ相談をしますし、虐待にあたるようなことがあれば児相への連絡も行っています。
浅野構成員	被害児童については、子どもの負担軽減の面からも、事情聴取は基本的に1回にし、録音も行います。警察事案として認知したときは、速やかに保護していただき、医療に繋げていただ

	<p>きたいです。性的虐待に限らず、警察では事件化を見据えています。一時保護をする段階で児相へ連絡するとともに、可能であれば警察にも通報していただければと思います。</p>
前田構成員	<p>児相へ入った情報は警察へ連絡がいくようになっています。悪質や重大と思った案件はすぐに警察へ報告しています。学校現場や医療現場でも多くの案件があり、子どもから親への処罰感情や怪我の状況等、多種多様なケースがあります。</p>
浅野構成員	<p>できれば児相からも早い段階で、保護を実施する旨の連絡を警察にいただければと思います。警察では事件化できるかという判断も含めて考えていますので、証拠資料の採取もさせていただきます。</p>
加藤構成員	<p>我々が虐待を判断する際に、「繰り返される」、「エスカレートしている」、「密室である」等がポイントとなると思われます。明るみに出てくる小さな変化を見逃さないことが大事だと考えます。</p> <p>さらに1回でも事象が大きく、子どもの異変があれば、案件を拾うべきであると思います。</p>
三浦構成員	<p>人権擁護委員の活動の中で、SOSミニレターというものがあります。人権擁護委員や法務局職員が回答しています。記載された内容に、大変な事例があった場合、通告することの必要性をどのように解釈すれば良いのか悩みます。こども達の思いもあるため、難しいと感じる場面があります。</p>
前田構成員	<p>本人に、より専門的な機関に対応してもらう必要があるから連絡すると断わりを入れて通告すべきであると思います。また、性的虐待に関しても、出来る限り早めにオープンにさせていただく手段を考えて欲しいと思います。</p>
加藤構成員	<p>日本弁護士連合会のこどもの権利委員会では、「虐待の事実がないことを知りながらあえて通告した場合や、それに準ずる場合を除き法的責任を問われることはない」とされており、きちんと通告することが大事であると考えられます。</p> <p>また、児童虐待防止法の第7条では、「当該通告した者を特定させるものを漏らしてはならない」とされており、誰が通告したかというのは守られます。</p> <p>疑わしいと思われる時点で通告することは、正しいことだと思われま</p>
三浦構成員	<p>こどもが通告により望まない環境になってしまった場合、可哀そうであるなど考えられます。</p>
前田構成員	<p>長い目で見た場合、ひどい状況に置かれているというのがもっと可哀そうになることも想定されます。</p>

三浦構成員	分かりました。ありがとうございます。
座長	次に、次第4「その他」に入ります。事務局から説明をお願いします。
事務局	<ヤングケアラーについて情報提供>
座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明について、ご質問またはご意見がございましたらご発言をお願いします。</p> <p>質問がございませんので、本日の議題も合わせまして何かございましたらお願いします。</p> <p>特にありませんでしたので、最後に事務局から連絡事項がありましたらお願いします。</p>
事務局	当代表者会議につきましては、現時点で今年度中の次回の開催計画はございません。開催させていただく場合には、改めてご連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。
座長	<p>以上をもちまして本日の議題等においては全て終了いたしました。議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは令和6年度尾張旭市要保護児童対策地域連携会議代表者会議を閉会いたします。ありがとうございました。</p>